

海の森水上競技場付着生物対策技術検討委員会設置要綱

令和3年6月14日付 3才大一第149号

(目的)

第1条 東京都が東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の会場として新たに建設した海の森水上競技場について、大会後も都民等に未永く利用される施設とする必要がある。このため、水上競技等の運営に重要な役割を担う消波装置等への付着生物の対策について、効果確認試験の結果を活用し、各分野の専門的知見を取り入れながら検討を行うため、「海の森水上競技場付着生物対策技術検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 効果確認試験の経過及び結果の評価に関すること
- (2) 付着生物対策の総合的な評価に関すること
- (3) その他

(構成)

第3条 検討委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 付着生物対策及び海洋環境等について、実務経験又は調査研究実績を有する者で、東京都オリンピック・パラリンピック準備局施設担当部長が委嘱する者
 - (2) 東京都オリンピック・パラリンピック準備局開設準備担当部長の職にある者
 - (3) 東京都オリンピック・パラリンピック準備局施設担当部長の職にある者
- 2 前項に掲げる者以外にその他委員長が必要と認める者を検討委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(委員長)

第4条 検討委員会に委員長を置く。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。委員長は委員の互選により選任する。
- (2) 委員長が、やむを得ない事情があり委員会を欠席する場合には、委員の互選により委員長代理を選任する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年5月31日までとする。

(検討委員会の開催)

第6条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 召集は、検討委員会開催の7日前までに書面又は電磁的方法により行う。

3 検討委員会は、対面又は電磁的方法により行う。詳細は各回検討委員会開催の7日前までに別途連絡する。

(充足数)

第7条 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(公開等)

第8条 検討委員会は非公開とし、議事要旨を公表する。ただし、第三者の権利、利益等を害する恐れのあるものや検討委員会での議論の妨げになるもの等を除く。

(秘密保持義務)

第9条 検討委員会の委員は、本委員会の目的を達成するために知り得た情報(口頭、書面及び電子媒体の別を問わない。)を、本委員会の目的のためにのみ使用するとともに、都の書面による事前の承諾なしに、第三者に開示しないものとする。

(事務局)

第10条 検討委員会の事務局は、オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課に置く。

(謝金の支払)

第11条 検討委員会は、委員第3条(1)に定める委員に対し「オリンピック・パラリンピック準備局各種委員会等委員謝礼基準」に準じた謝金を支払うことができるものとする。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年6月14日から施行する。